

芦屋町老朽危険家屋等解体補助金

老朽化した住宅を
解体する人に

上限 **100** 万円の

(建築物の解体に要する費用の2分の1以内)

解体費用を補助します。

芦屋が目指す まちづくりの カタチ

住環境の改善、安心・安全のまちづくりを推進するため、町内の老朽化した建築物を解体する人に対し、その工事費用を補助します。

期

令和 **10**年**2**月**29**日まで

※毎年度2月末日までに完了報告書を提出する必要があります

対象
家屋

(以下のすべてに該当すること)

- ① 周辺の住環境等を悪化させる恐れがある建築物 (ただし倉庫・車庫などは対象外)
- ② 町が定める「家屋等の老朽度判定基準」の点数が一定以上であること

対象者

- ① 町税等の滞納がないこと
- ② 解体しようとする建物の登記事項証明書に所有者として記録されている人
- ③ ②の相続関係者 ※共有者や相続関係者が複数人いる場合は、関係者全員の同意書が必要
- ④ 暴力団員等でない人

対象
工事

解体及び撤去を行う資格を有する町内の事業者による
建築物解体工事であること
※ただし、アスベストが検出された場合を除く

補助額

建築物の解体に要する費用の 2分の1以内、上限100万円
※ただし、基準となる金額がありますので、詳しくは窓口で問い合わせてください

その他

補助を受けるためには、必ず町との事前相談が必要となります
また、補助金交付決定書を受ける以前に工事に着手した場合は補助の対象となりませんので、ご注意ください。

問い合わせ

芦屋町役場 環境住宅課 地域振興・交通係
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL | 093-223-3539
FAX | 093-223-3927

裏面もご覧ください。



芦屋町老朽危険家屋等解体補助金の申請から交付まで

